

簡易公募型に準じたプロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成22年9月8日

支出負担行為担当官

沖縄総合事務局 開発建設部長 浦辺 信一

1. 業務概要

(1) 業務名

沖縄の景観に配慮した海岸利用に関する検討業務 (電子入札対象案件)

(2) 業務内容

沖縄県内各海岸の利用形態を把握する為、利用実態調査を実施して、課題の整理を行い、利便性と環境保全のバランスの取れた「沖縄らしい」景観に配慮した海岸利用の有り方について提案する。

そのうえで地域選定を行い、選定された地域でのケーススタディを行う事により、その効果を検証する。

(3) 履行期限

平成23年3月24日

(4) 本業務は提出資料等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。詳細については、入札説明書による。

2. 参加資格

技術提案書の提出者は、(1)に掲げる資格を満たしている単体企業又は(2)に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

(1) 単体企業

- 1) 予算決算及び会計令 (昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。) 第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 2) 沖縄総合事務局における平成21・22年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争 (指名競争) 参加資格の認定を受けていること。(会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- 3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者 (上記2) の再認定を受けた者を除く。) でないこと。
- 4) 沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

6) 参加表明書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

I 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ) 親会社と子会社の関係にある場合

(ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

II 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

III その他適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 I 又は II と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(2) 設計共同体

(1)に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(平成22年9月8日付け沖縄総合事務局 開発建設部長)に示すところにより沖縄総合事務局 開発建設部長から、沖縄の景観に配慮した海岸利用に関する検討業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格(以下「設計共同体としての資格」という。)の認定を受けているものであること。

3. 技術提案書の提出者を選定するための基準

(1) 参加表明者の経験および能力

当該部門の建設コンサルタント登録、同種又は類似業務の実績および業務成績

(2) 配置予定管理技術者の資格、同種又は類似業務の実績および業務成績

(3) 当該業務の実施体制(再委託又は技術協力の予定を含む。)

4. 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 配置予定技術者の経験および能力

配置予定の技術者の資格、同種又は類似業務の実績、ヒアリング

(2) 業務実施方針および手法

説明書の理解度、実施方針の妥当性、参考見積の妥当性

(3) 特定テーマに対する技術提案書

的確性、実現性

5. 手続等

(1) 担当部局

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1

沖縄総合事務局 開発建設部 管理課 契約第二係

電話 098-866-0031 (代表) (内: 2528)

FAX 098-861-3654

(2) 説明書の交付期間、場所および方法

説明書等は電子入札システムからダウンロードすることにより交付する。運用及び操作の詳細については以下のアドレスを参照のこと。

アドレス: <http://www.e-bisc.go.jp/download/>

なお、電子入札システムからダウンロード出来ない場合は、上記(1)に電話又は FAX により申し込むこと。ただし、FAX による場合は、着信確認を行うこと。

1) 交付場所: 5 (1)に同じ

2) 交付期間: 平成 22 年 9 月 8 日 (水) から平成 22 年 10 月 8 日 (金) までの、土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、9 時 00 分から 17 時 15 分まで。

3) 交付方法: 交付期間内に必着で、切手を添付した返信用封筒及び CD 等を同封し、5 (1)へ郵送すること。CD 等に複製したものを折り返し郵送する。

(3) 参加表明書の受領期限ならびに提出場所および方法

平成 22 年 9 月 17 日 (金) 17 時 15 分まで、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て持参又は郵送 (書留郵便等の配達記録が残るものに限る。) する場合、平成 22 年 9 月 17 日 (金) 17 時 15 分までに、5 (1)に 1 部を持参又は郵送 (締切日 (平成 22 年 9 月 17 日 (金)) 必着) するものとし、電送又は電子メールによる提出は受け付けない。

(4) 技術提案書の提出期限、場所および方法

平成 22 年 10 月 12 日 (火) 17 時 15 分まで、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て持参又は郵送 (書留郵便等の配達記録が残るものに限る。) する場合、平成 22 年 10 月 12 日 (火) 17 時 15 分までに、5 (1)に 1 部を持参又は郵送 (締切日 (平成 22 年 10 月 12 日 (火)) 必着) するものとし、電送又は電子メールによる提出は受け付けない。

(5) 技術提案書の特定予定

技術提案書の特定予定日: 平成 22 年 11 月 1 日 (月)

6. その他

(1) 手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除。

(3) 契約書作成の要否 要。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口 5. (1)に同じ。

(5) 本公示に示した必要な要件を満たさない者が行った技術提案書の提出、参加表明書に虚偽の記載をした者のした技術提案書の提出及び技術提案書の提出に関する条件に違反した場合は無効とする。

(6) 2 (1)2)に掲げる一般競争 (指名競争) 参加資格の認定を受けていない単体企業及び 2 (2)に掲げる設計共同企業体の認定を受けていないものも 5 (3)により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、

技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出期限日において当該資格の認定を受けていなければならない。

- (7) 平成21・22年度土木関係コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を認定されていない場合、競争に参加する資格を有していない者が行った技術提案書の提出に該当し、技術提案書の提出は無効とする。
- (8) 詳細は説明書による。

7. Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : Shinichi Urabe, Director of the Development Construction Department, Okinawa General Bureau, Cabinet Office.
- (2) Subject Matter of the contract : Examination duties about the shore use that considered a scene of Okinawa
- (3) Time-limit to express interests : 5:15 P.M. 17 September 2010.
- (4) Time-limit for the submission of Proposals : 5:15 P.M. 12 October 2010
- (5) Contact point for tender documentation : Administration Division, Development Construction Department, Okinawa General Bureau, Cabinet Office, 2-1-1 Omoromachi, Naha-city, Okinawa-prefecture, 900-0006 Japan, TEL 098-866-0031ex.2528.